

薬 第 538 号
平成27年1月30日

奈良市内の高度管理医療機器等販売・貸与業者 各位

奈良県医療政策部薬務課長

奈良市内の高度管理医療機器等販売・貸与業許可等に係る権限の移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。）等により、平成27年4月1日から高度管理医療機器等販売・貸与業に関する許認可等権限が都道府県から保健所設置市へ移譲されることとなりました。

奈良県においても、奈良市内の高度管理医療機器等販売・貸与業に関する許認可等権限を奈良市に移譲しますので、平成27年4月1日以降、申請手続き等については奈良市保健所あてに行うようお願いします。

奈良県医療政策部
薬務課 薬事・献血係
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8670

奈良市内の高度管理医療機器等販売・貸与業許可等に係る権限の移譲について

奈良市内の高度管理医療機器等販売・貸与業許可等の権限については、平成27年4月1日から奈良市に移譲することとなりました。

1 主な移譲事務（奈良市で行う事務）

① 度管理医療機器等販売・貸与業許可

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項）

② 管理医療機器販売・貸与業の届出（同法第39条の3）

③ 高度管理医療機器等販売・貸与業、管理医療機器販売・貸与業の休廃止、再開及び変更の届出（同法第40条第1項及び第2項で準用する法第10条第1項）

④ 高度管理医療機器等販売・貸与業者及び管理医療機器販売・貸与業者からの報告徴収、立入検査等（同法第69条第2項）

2 奈良市の申請、届出先

奈良市保健所保健総務課

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号

電話 0742-93-8392

3 奈良市の手数料等

高度管理医療機器等販売・貸与業の許可申請手数料は、現金にて納付して下さい。

4 施行期日

平成27年4月1日

5 問い合わせ

奈良県医療政策部薬務課薬事・献血係

電話 0742-27-8670